

「高等学校等就学支援金」(令和 7 年 4 月分～令和 7 年 6 月分) 申請の御案内

1 就学支援金制度について

生徒の保護者等の所得に応じ、県立高校の授業料が無償になる国の制度です。
授業料無償となるためには、必ず申請が必要です。申請がない場合、授業料をお支払いいただくことになります。
所得判定基準等については、別添のリーフレットをご確認ください。

2 就学支援金の申請について

(1) 申請方法等について

- 就学支援金の申請は、オンラインで(PC やスマートフォンを使用して) 各自で申請等登録をお願いします。申請には、マイナンバーカードや個人番号情報が必要です。

※支給を希望しない方もオンラインで「希望しない」旨を登録します。

※オンライン環境がない等、やむを得ずオンライン申請ができない場合には、お申し出くださるようお願いいたします。

- 申請等の手続に必要なログイン ID・パスワードは入学式の日別途配付します。



▲申請手順動画は[こちら](#)



▲申請は[こちら](#)から

(注意事項)

- ※ 市町村民税が未申告の場合は、課税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて住民税決定証明書等の提出をお願いする場合があります。税の申告が済んでいない場合は、**事前に必ず申告手続きを行っていただくようお願いいたします。**
- ※ 上記のほか、必要に応じて健康保険証の写しや扶養誓約書、生活保護受給証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。

(2) DV 虐待等被害者による不開示措置について

- マイナンバー制度では、DV や虐待等の被害を受けて避難されている方は、希望すれば、マイナポータルでの課税情報照会履歴を非表示にすることにより、その所在地につながる情報(都道府県名や市町村名)を隠すことができます。※非表示にすると、自分でも履歴を見られなくなります。
- 情報照会履歴の非表示を希望する方は、「情報照会履歴に係る不開示希望申出書」を配布いたしますので、事務室までご連絡ください。

(3) オンライン申請等登録期限 令和 7 年 4 月 16 日(水) まで

3 審査の結果について

審査結果については、7 月末～8 月上旬頃、通知でお知らせいたします。